

マイナンバー制度導入による 労災年金の請求書などの取扱いについて、 注意点をご確認ください



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度導入によって、平成28年1月以降、労災年金の請求書などの様式にマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーが記載された労災年金の請求書などの取扱いに際し、下記の注意点をご確認ください、より一層、適正な管理をお願いします。

<注意点>

- ◆ 労災年金の請求書などは、請求される方（ご本人）が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっており、事業主などは個人番号関係事務実施者※と位置付けられておりません。したがって、マイナンバーは、原則として、ご本人が請求書などに記載してください。

※「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、個人番号利用事務実施者（労働基準監督署）にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う方のことです。

- ◆ ただし、ご本人の委託により、事業主などが代わって請求書などの作成や提出の手続きを行うことができます。この場合、労働基準監督署へ請求書などを提出する際に、①代理権の確認、②代理人の身元（実存）の確認、③本人の番号の確認、が可能な書類を提示又は提出してください。
- ◆ 事業主などは請求書などの作成や提出の手続きでマイナンバーを利用する必要がなくなった場合、マイナンバーを速やかに廃棄または削除してください。なお、マイナンバーをマスキングしてコピーするなど、写しに残らないようにすれば、請求書などの写しを継続して保管することができます。
- ◆ マイナンバーが記載された書類を労働基準監督署などへ郵送する場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、マイナンバーが記載された書類を手渡しする場合には、封筒に入れるなどして、周囲の人の目に触れないよう注意してください。



労災年金についても

マイナンバー制度の活用がはじまります！

労災年金についても、マイナンバーを活用し、他機関と情報連携を行います。

これにより請求書の添付書類を省略することができ、皆さまの手続きの負担が軽減され、利便性が向上します。



マイナンバーの記載欄が設けられる様式※ (平成28年1月 開始予定)

- ◆障害補償給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金
支給申請書 業務災害用 (告示様式第10号)
- ◆遺族補償年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書
業務災害用 (告示様式第12号)
- ◆遺族補償年金 遺族年金転給等請求書 遺族特別年金転給等申請書
(告示様式第13号)
- ◆傷病の状態等に関する届 (告示様式第16号の2)
- ◆障害給付支給請求書 障害特別支給金 障害特別年金 障害特別一時金
支給申請書 通勤災害用 (告示様式第16号の7)
- ◆遺族年金支給請求書 遺族特別支給金 遺族特別年金 支給申請書
通勤災害用 (告示様式第16号の8)
- ◆年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関等変更届
(告示様式第19号)

※労災保険では労災年金の様式以外でマイナンバーの記載は求めません。



マイナンバー制度の詳細

内閣官房「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー

検索

厚生労働省（マイナンバー特設サイト）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>